

creca 使用許諾特約

この「creca 使用許諾特約」（以下「本特約」といいます。）は、下記のスターティアラボソフトウェア使用許諾共通約款（以下、「本共通約款」といいます。）の特約として、本共通約款とともに、本ソフトウェア（第 1 条 (1)号にて定義されます。）の使用許諾契約（以下「本契約」といいます。）の契約条件を定めることを目的としています。

記

（本共通約款の URL: <https://www.startialab.co.jp/agreement/>）

以上

第 1 条（定義）

本特約において使用される用語の定義は、次の各号のとおりとします。

(1) 「本ソフトウェア」

ラボが提供する、スマートフォン向け簡易型 Web サイト（以下「本 Web サイト」といいます。）の作成ソフトウェアをいいます。本特約の適用対象となる本ソフトウェアは、以下のとおりです。

- ① creca Free
- ② creca Entry
- ③ creca Light
- ④ creca Business
- ⑤ creca Cloud Circus Creative Pack"

第 2 条（本ソフトウェアの自社使用及び本 Web サイトの第三者提供）

1. 本ソフトウェアは、下表のとおり自社使用専用型、シングルコンテンツプロバイダー型又はマルチコンテンツプロバイダー型に分類されます。お申込者は、分類に応じて表に規定される範囲内で本ソフトウェアを使用することができます。

	自社使用専用型	シングルコンテンツ プロバイダー型	マルチコンテンツ プロバイダー型
本ソフトウェア の種類	・ creca Free	・ creca Entry ・ creca Light	・ creca Business ・ creca for Cloud Circus Creative Pack
自社使用※	可	条件付き可	可
本 Web サイトの 第三者提供※	不可	1 社に限り可	何社でも可

※ 「自社使用」とは、お申込者が、自身の社内向けに又は自身のマーケティング活動のために本ソフトウェアを使用することをいいます。

※ 「本 Web サイトの第三者提供」とは、お申込者が、本 Web サイトのプロバイダーとして、第三者から委託を受けて本 Web サイトを制作し、当該第三者に提供することをいいます。

2. シングルコンテンツプロバイダー型のお申込者は、次の各号の規定の適用を受けます。
 - (1) お申込者は、本ソフトウェアの申込書において、本 Web サイトの第三者提供を行う対象とする第三者を、1社に限り指定することができます。
 - (2) お申込者が前号の第三者を指定したときは、本ソフトウェアの自社使用ができなくなります。
 - (3) お申込者は、第 1 号の第三者を変更する場合、事前にラボ所定の書面によりラボに申請を行い、ラボから承諾を得なければなりません。

2020 年 9 月 22 日施行
スターティアラボ株式会社